## 一般名処方加算について

医薬品は先発品と後発品に分類されます。「先発品」とは、製薬会社 A が世の中で初めての有効成分として最初に製造発売した薬の総称、「後発品」とは、先発品の有効成分を含有し先発品に模して他の製薬会社 B、C・・などが製造発売した薬の総称です。後発品は先発品と同じ効果があることを国が審査し保障しています。つじまり、複数の関連会社が製造した同じ有効成分の薬が複数の商品名で販売されている場合があるわけです。ただし、先発品しかない薬もあります。

病院で医師が処方箋を作成する場合、処方したい薬の商品名を指定して書く方法と、同じ有効成分であればどの商品でも構わないとして薬の有効成分の一般名を書く方法(これを一般名処方と言う)を医師は選択できます。

医師が商品名を指定して処方箋を作成している場合、調剤薬局にその商品がなければ患者様はその薬を手に入れることはできませんが、一般名処方をしている場合であれば、仮に調剤薬

局に同じ有効成分の商品が複数ある場合、患者様はその中から自分で選んで薬を買うことができます。

現在、多くの医薬品(解熱剤、かぜ薬、抗生物質など)について、いろいろな理由で入手困難な状況が続いています。このため当院では、同じ有効成分の薬であればどの商品でも買うことができる限り一般名処方で処方変を作成しております。同じ有効成分の商品から後発品を選んだ場合、多くは先発品に比べて安い値段で買うことができることも患者様のメリットとなります。

国は後発品の使用を国民に推進しており、各 医薬品に対して一般名処方の可否を判断し処方 箋を発行する行為の対価として一般名処方加算 を設定しております。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない長期収載品を患者の希望を踏まえ処方した場合は、選定療養として自費分が発生する場合があります。